

## ◀ 障 害 区 分 表 ▶

## ◀ 実 施 種 目 一 覧 表 ▶

### ●チャレンジ(初心者)クラス

障 害 区 分		障 害 区 分 番 号
障害の種類は問わず	水泳初心者	0

### 【チャレンジ(初心者)クラス・午前の部】

種目番号	競 技 方 法
①	チャレンジ15m(歩行・浮具・介助「あり」の部) ※制限時間3分
②	チャレンジ25m(歩行・浮具・介助「あり」の部) ※制限時間5分
③	チャレンジ25m(歩行・浮具・介助「なし」の部) ※制限時間5分
④	10分間泳(浮具・介助「あり」の部) ※最長の距離を25mとする。

### ●はばたき(初級者)クラス(25m)〈自由形・背泳ぎ・平泳ぎ・バタフライ〉

障 害 区 分			障 害 区 分 番 号			
身 体 ・ 精 神 障 害 の 部	肢 体 不 自 由 (I)	上肢	手部切断	1		
			片前腕切断または、片上肢不完全	2		
			片上腕切断または、片上肢完全	3		
			両前腕切断または、両上肢不完全	4		
		下肢	両上腕切断または、両上肢完全	5		
			片前腕 および 片上腕切断	6		
			片下腿切断または、片下肢不完全			
			片大腿切断または、片下肢完全	7		
			両下腿切断または、両下肢不完全	8		
		上下肢	両大腿切断または、両下肢完全	9		
			片下腿 および 片大腿切断			
			片上肢切断 および 片下肢切断	10		
	片上肢不完全 および 片下肢不完全					
	体幹	多肢切断または、片上肢完全 および 片下肢完全	11			
		両上肢不完全 および 両下肢不完全				
	精 神 障 害 の 部	肢 体 不 自 由 (II)	脳原性麻痺以外の車椅子常用	体幹	12	
				第7頸髄まで残存	13	
		第8頸髄まで残存		14		
		下肢麻痺で座位バランスなし		15		
		肢 体 不 自 由 (III)	脳原性麻痺	下肢麻痺で座位バランスあり	16	
				四肢麻痺(車いす常用) または、 上肢に著しい不随意運動を伴う走不能	17	
				両下肢麻痺または、 上肢に軽度の不随意運動を伴う走不能	18	
				片側障害で片上肢機能全廃	19	
				その他の片側障害で走不能	20	
		(IV)		その他走可能	21	
		視覚障害者	浮具使用(※制限時間5分)		22	
			視力0から0.01まで ※1 ※2		23	
			その他視覚障害		24	
			聴覚・平衡機能障害、音声・言語機能障害、 そしやく機能障害		25	
		内部障害者		(医師の意見書の添付を要する)		26
		精神障害者				27
	知 的 障 害 の 部	知 的 障 害 者	1・2度 小学生		28	
			1・2度 中学生以上		29	
3度 小学生			30			
3度 中学生以上			31			
4度 小学生			32			
4度 中学生以上		33				

### 【はばたき(初級者)クラス・午後の部】

種目番号	競 技 方 法
⑥	25m自由形 (自分だけでガンバルの部)
⑦	25m平泳ぎ (自分だけでガンバルの部)
⑧	25m背泳ぎ (自分だけでガンバルの部)
⑨	25mバタフライ(自分だけでガンバルの部)

### 知的障害者 手帳判定基準比較表

東 京	千 葉	埼 玉	神 奈 川
1, 2度	Ⓐ Aの1	Ⓐ A	A1, A2
3度	Bの1	B	B1
4度	Bの2	C	B2

※1 視力は「矯正後の両眼視力」の和で判定する。

視力の和を算出する際、光覚弁、手動弁は視力0、指数弁は視力0.01とする。

※2 障害区分23は光を通さないゴーグルを着用する。

### 《注 意 事 項》

- ① 「チャレンジクラス」と「はばたきクラス」両方に参加することはできない。
- ② 「チャレンジクラス」2種目・「はばたきクラス」2種目までとする。
- ③ 申込書には必ず参考タイムを記載すること。
- ④ 「チャレンジクラス」の15m・25m(歩行・浮具・介助あり)では、泳者は歩行しても浮具を使用しても良い。また介助者は声かけ、伴泳はしても良い。但し、泳者よりも前に進むこと、泳者に触れることをしてはならない。
- ⑤ 「チャレンジクラス」種目番号④は、制限時間10分以内で泳ぎ切れる距離を記載すること。  
ただし、最長の距離を25mとする。
- ⑥ 「チャレンジクラス」、「はばたきクラス」の肢体不自由(IV)「浮具使用」では制限時間を設ける。
- ⑦ 「はばたきクラス」肢体不自由(IV)は肢体不自由児者のみとする。